

令和 6 年度 秋田県森林ボランティア団体等連絡会議

森林環境保全課
令和 6 年 9 月 18 日

1

説明の概要

1. 秋田県水と緑の森づくり税事業について
2. 秋田県の森林ボランティアの支援等について
(資料 2)
3. 令和 6 年度森林ボランティア活動支援事業一覧
(資料 3)

2

秋田県水と緑の森づくり税事業 【第4期5箇年計画（令和5年度～9年度）】

県では、豊かな水と緑を県民との協働で保全・創造し、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、平成15年4月に「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（愛称：水と緑の条例）」を施行しました。

この実現のためには、これまでの森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、環境や公益性を重視した森づくりを推進する必要があります。

このため、ふるさと秋田の森林は、その恩恵を受けている県民全体で支えるという視点に立ち、平成20年度から「秋田県水と緑の森づくり税」を創設し、「森林環境や公益性を重視した森づくり」や、「県民参加の森づくり」を実施しています。

3

森づくり税の概要

◇課税対象者：個人：（その年の1月1日現在で）県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
法人：県内に事務所、事業所などがある法人等

◇税率：個人：年額800円
法人：1,600円～64,000円（法人県民税均等割額の8%相当額）

◇課税方法：県民税（均等割）に上乗せして徴収します。

◇管理方法：目的とする施策を行う財源とするため、他の税金と区別して「秋田県水と緑の森づくり基金」に積み立てて管理します。

◇調査・審議：毎年の事業計画や取組状況など、基金の使いみちについて、民間委員で構成する「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」で調査・審議します。

4

税収について

単位：万円

年度	合計	個人	法人
令和元年度	46,931	38,083	8,848
令和2年度	47,391	38,800	8,591
令和3年度	47,124	38,439	8,685
令和4年度	46,509	37,725	8,784
令和5年度	46,224	37,608	8,616

5

事業内容について

森林環境や公益性を重視した森づくり

秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

①豊かな森づくり

- 豊かな里山林整備事業
- ・針広混交林化事業
- ・広葉樹林再生事業

②安全・安心な森づくり

- 安全・安心な森整備事業
- ・緩衝帯等整備事業
- ・マツ林・ナラ林等景観向上事業
- ・ナラ枯れ未然防止事業

③ふれあいの森づくり

- 森や木とのふれあい空間整備事業
- ・ふれあいの森整備事業
- ・木育空間整備事業

県民参加の森づくり

秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

みんなでつくる森づくり

- ①県民参加の森づくり事業
 - ・森林ボランティア活動支援事業
 - ・森づくり県民提案事業
 - ・市町村等の森づくり活動支援事業

②森林環境教育推進事業

- ・森林環境学習活動支援事業
- ・森林環境教育指導者養成事業

③普及啓発事業

- ・普及啓発活動
- ・あきた森づくりサポートセンターの運営
- ・秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会
- ・森林環境保全に関する試験研究

6

秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

①豊かな里山林整備事業

○針広混交林化事業

概要：生育の思わしくないスギ人工林等を公益的機能の高い広葉樹との混交林へ誘導します。

事業主体：市町村、財産区、森林組合、林業事業者、県等

対象森林：県内民有林（公有林・私有林）のうち生育の思わしくないスギ人工林等

実施条件：20年間皆伐と転用を制限する協定を締結します。

事業内容：現況調査、誘導伐（本数率で40%程度の伐採）、作業道整備等



○広葉樹林再生事業

概要：過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動植物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図ります。

事業主体：市町村、県

対象地：県内民有林で、天然更新による森林形成が困難な箇所

放牧跡地等で、将来再利用しない箇所

事業内容：検討委員会開催、現況調査（区域測量、土壌調査等）、植栽、下刈等



7

秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

②安全・安心な森整備事業

○緩衝帯等整備事業

概要：クマ等の野生動物が出没し、人的な被害などのおそれのある森林において、緩衝帯等を整備し、野生動物の出没の抑制を図ります。また、主要道路や通学路沿い等の藪化・過密化している森林を整備し、森林環境の保全や景観の向上を図ります。

事業主体：市町村、財産区、森林組合、林業事業者、県等

対象森林：県内民有林で、クマ等の野生動物の出没が確認された森林や、主要道路沿いや通学路沿い等の藪化・過密化している森林

事業内容：現況調査、下刈、除伐、整理伐、枝打ち等

○マツ林・ナラ林等景観向上事業

概要：松くい虫及びカシノナガキイムシ被害等により枯れたマツやナラ林等で、景観維持や安全面に支障がある枯損木の伐採と健全化に向けた植栽を行います。

事業主体：市町村、県

対象森林：県内民有林で、景観維持や安全面に支障があるマツ林やナラ林等を優先的に伐採します。

事業内容：枯れマツ及び枯れたナラ等の伐採・植栽、破碎処理等

8

秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

② 安全・安心な森整備事業

○ナラ枯れ未然防止事業

概要：ナラ枯れ被害を未然に防止するため、被害木周辺の高齢ナラ林を伐採し、更新による森林の若返りを図ります。

事業主体：市町村、森林組合、林業事業者

対象森林：県内民有林で、ナラ枯れ被害が発生している高齢ナラ林を伐採します。

事業内容：被害木及びその周辺30mの健全木の伐採、造材、林外搬出等



9

秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

③ 森や木とのふれあい空間整備事業

○ふれあいの森整備事業

概要：身近な森林等のうち、「森林沿リフレッシュ・健康づくりの森」、「湧水・名水の森」、「森林ボランティアの森」、「学びの森」の4つの視点で、県民が森林とふれあえる「森や水とのふれあい拠点」を整備します。

実施主体：市町村、財産区、小中学校、自治会、県等

対象森林：・森林公園又は森林が1/5以上を占める箇所であること。営利を目的とせず、整備後に適切な管理を行う管理者がいること。権利者が国以外であること。

実施条件：施設の活用及び管理等に関する協定を締結すること。

事業内容：全体計画調査、森林整備、路網整備、標識類整備、休憩施設整備等



○木育空間整備事業

概要：木の良さや森林の大切さ等について理解を深めるため、公共施設等において、親子で直接木を見て、ふれあえることのできる「木育体験空間」を整備し、木育の促進を図ります。

実施主体：市町村、県

対象施設：市町村等の公共施設や不特定多数の利用が見込める施設。

実施条件：・営利を目的とせず、整備後に適切な管理を行う管理者がいること。

権利者が国以外であること。

事業内容：設計、木育関連資材整備、木育空間整備等



10

秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

① 県民参加の森づくり事業

○森林ボランティア活動支援事業

概要：森づくり活動を行っている森林ボランティア団体の活動を支援します。
 事業主体：森林ボランティア団体※県の森林ボランティア団体一覧表に記載されていること。
 事業内容：森づくり活動、森づくりの普及啓発活動補助額：1件あたり85万円を上限とする。
 実施条件：・県内で実施されること。営利を目的としないことなど。



○森づくり県民提案事業

概要：県民の自由な発想により、自ら実行する森づくり活動を支援します。
 応募対象者：法人格を有する団体、PTA、自治会等の地域住民団体等
 事業内容：森林の保全・体験活動や森づくりの普及啓発活動等※柔軟な発想や企画を募集。
 補助額：1件あたり40万円を上限とする。（クマ対策は100万円を上限）
 実施条件：・県内で実施されること。営利を目的としないこと など。



11

秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

① 県民参加の森づくり事業

○市町村等の森づくり活動支援事業

概要：地域で行われる植樹・育樹などの森づくり活動や、森づくりに関する研修会などの普及啓発活動を支援します。
 事業主体：市町村、森林組合等事業内容：植樹・育樹などの森づくり活動、シンポジウム、セミナー、講演会、現地研修会の開催等
 補助額：1件あたり100万円を上限とする。
 実施条件：森づくり税の趣旨に適合すると認められる活動であること。参加予定人数が50人以上であることなど



12

秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

② 森林環境教育推進事業

○森林環境学習活動支援事業

概要：次代を担う児童・生徒等を対象とした森林環境教育活動を支援します。

事業主体：市町村、小中学校、幼稚園、保育所、教育関係団体等

事業内容：森林環境学習活動及び森林・林業作業体験活動、木育活動

補助額：1件当たり50万円を上限とする。

実施条件：・1件当たり20人以上の参加であること。又は、1学年以上の取組であること。

○森林環境教育指導者養成事業

概要：小・中学校教員や森林ボランティア会員、保育士等を対象とした、森林環境教育を実践できる指導者を養成します。

実施主体：県

13

秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

③ 普及啓発事業 実施主体：県

○普及啓発活動

概要：県民の森林・林業に対する理解を深めるため、「水と緑の森林祭」の開催、「水と緑の森づくり税ホームページ」の運営など、普及啓発活動を実施します。



○あきた森づくり活動サポートセンターの運営

概要：県民による森林ボランティア活動を推進するため、県民のボランティア活動の取組をサポートするワンストップ窓口「あきた森づくり活動サポートセンター」を運営します。

内容：事業に関する情報の提供、森林ボランティアの育成研修・報告会、森づくり活動の指導者派遣 等



○秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会

概要：森づくり税の使途等に県民の意見を反映させるため、民間委員で構成する「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」を設置し、森づくり税の使途などについて調査・審議を行います。

○森林環境保全に関する試験研究

概要：森林環境保全に関する調査や、事業を効果的に実施するための調査・検証等を行います。



14

秋田県の森林ボランティアの支援等について

別紙資料 森林ボランティア活動支援事業について

県民参加の森づくり事業実施要領第4から抜粋（資料2参照）

事業区分

ア 森づくり活動

- (ア) 海岸松林の森林再生活動（植樹・育樹活動）
- (イ) 伐採跡地等の森林再生活動（植樹・育樹活動）
- (ウ) 手入れ不足森林の整備活動（下刈、除伐、間伐、枝打ち等）
- (エ) 集落近くの里山林の整備活動（下刈、除伐、間伐、枝打ち等）
- (オ) ナラ枯れ防除等の保全再生活動（巡視、木材利活用、植樹等）
- (カ) クマ等の野生動物出没抑制対策としての里山林等の整備活動（下刈り、除伐、間伐、枝打ち等）

15

秋田県水と緑の森づくり税の森林ボランティアに対する支援等について

イ 普及啓発活動

- (ア) 森づくり活動や技術習得を目的とする普及啓発活動（現地研修会、講習会、シンポジウム等）
- (イ) 森林ボランティア活動への関心と理解を深めるための普及啓発活動（現地研修会、講習会、シンポジウム、研修会等）
- (ウ) 木育への関心と理解を深めるための普及啓発活動（木工教室、研修会、シンポジウム等）

業採択基準

- ア 県の森林ボランティア団体一覧表に登録された団体であること。
- イ 参加予定者が20人以上であること（事務局員等は含まない）。
- ウ 普及啓発活動にあっては、「秋田県水と緑の森づくり税」の趣旨に適合すると認められる活動であること。
- エ 秋田県内で行われるものであって営利を目的とした活動でないこと。

※同一の活動内容を継続する団体にあっては3年以内を原則とする。ただし、活動フィールドが広く、長期間にわたって森づくり活動を要するなどの特別な事情があるときはこの限りでない。

16

秋田県の森林ボランティアの支援等について

事業実施主体

森林ボランティア団体

※県の森林ボランティア団体一覧表に登録されている団体であること。

補助対象経費（留意事項）

※需用費、資材購入費は、机・椅子・カメラ等汎用性のあるものを除く。

※委託料は自力で出来ない最小限の範囲とし、事業費総額のおおむね3割程度を上限とする。ただし、チェーンソーや刈り払い機等の機械操作を伴う森づくり活動にあつては6割まで拡大することができる。

※団体構成員自らの出役に対する賃金、報償費は対象外とする。

※食料費は森づくり活動参加者の飲料費とする。

※講習会受講料は、林材業労災防止協会等が実施するチェーンソーや刈り払い機等の操作研修に参加する際の受講料とする。

17

秋田県の森林ボランティアの支援等について

補助率及び補助対象経費の上限

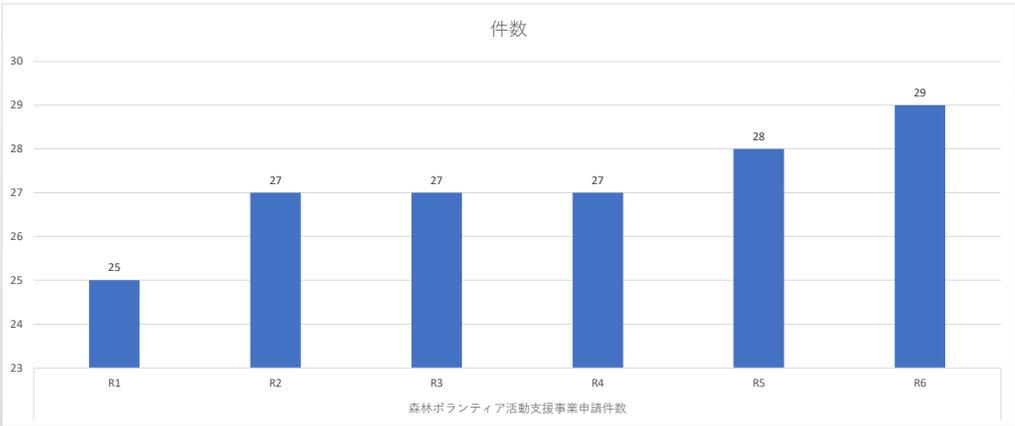
補助率は補助対象経費の10分の10以内とし、上限は85万円とする。

細部基準については、資料を参照してください。

特に、アンダーラインの箇所は留意して事業を実施してください。

18

秋田県の森林ボランティアの支援等について



19

令和6年度森林ボランティア活動支援事業一覧表

資料3参照

20